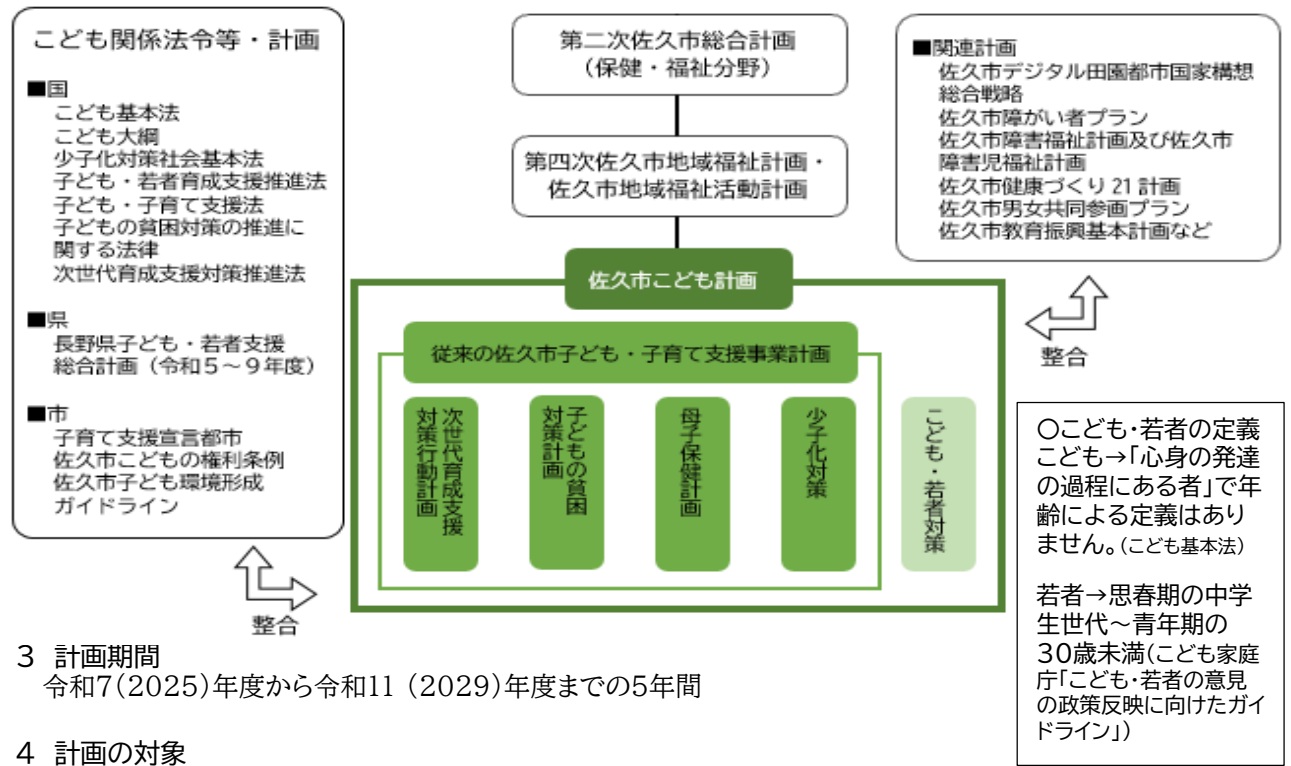


第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と主旨
令和6年度で市の子育て施策の基となる「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」が終了すること、令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村はこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、「佐久市こども計画」を、「第三期佐久市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定します。「佐久市こども計画」により、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

2 計画の性格と位置付け(こども基本法第十条第五項)

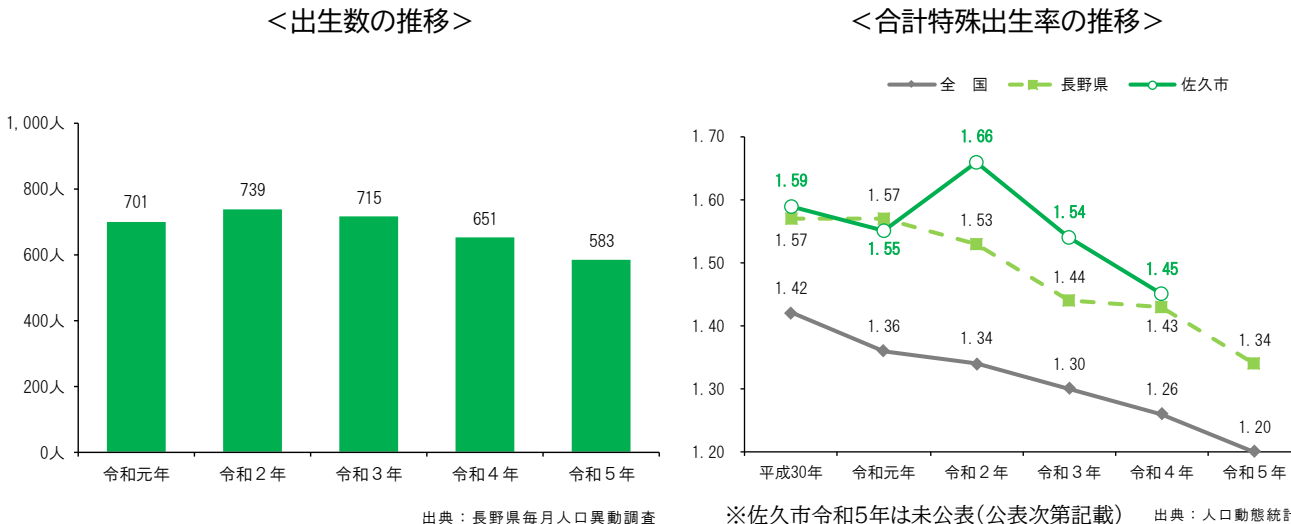


3 計画期間
令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

4 計画の対象
佐久市内に在住、在学、在勤する全てのこども・若者と全ての子育て当事者

第2章 こども・若者や子育てを取り巻く状況

1 統計から見る佐久市の状況
出生数の5年間の推移を見ると、令和元年～3年は年間700人台で推移していましたが、令和4年には700人を、令和5年には600人を下回っています。合計特殊出生率の推移を見ると、令和2年には1.66となりましたが、以降は減少しています。ただし、概ね全国平均や長野県平均を上回って推移しています。



2 調査結果から見る子育ての現状

(1)調査目的
計画を策定するに当たり、こどもや子育て家庭、若者など市民の意識と生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握するとともに、これらの調査結果を分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2)調査方法
無作為抽出により調査票を郵送、回答方法は返信用封筒での返送又はインターネットでの回答

(3)調査期間
令和6(2024)年3月21日(木)～令和6(2024)年4月26日(金)

調査	対象者(人)	配布数(人)	回答数(人)	回答率(%)
佐久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の保護者	1,000	428	42.8
	就学児童の保護者	500	216	43.2
佐久市こども計画策定に係るアンケート	小学生	500	222	44.4
	中高生・若者世代	2,000	593	29.7
	小学生・中高生・若者の保護者	500	228	45.6

(4)各種調査における本市の現状(こども大綱の指標)

項目	国		佐久市				
	目標	現状	小学生	中学生	高校生	若者	保護者
「こどもまんなか社会の実現に向かっていいる」と思う人の割合 【こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」】	70%	15.7% (2023年)	27.5%	25.1%	14.5%	17.3%	15.8%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 【こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」】	80%	66.4% (2022年)	89.2%	82.2%	69.8%	66.4%	-

3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容
地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっています。
本市の教育・保育事業は、現在の利用状況等を総合的に勘案し、第二期に引き続き、提供区域を7行政ブロックに設定します(幼稚園を除きます。)。
また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、公共施設や保育所、認定こども園、児童館等において、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

(2)量の見込みと確保の方策

教育・保育事業		令和5年度	令和11年度		
		実績	量の見込	確保方策	差
1号認定	(3～5歳児:幼稚園)	737	620	620	0
2号認定	(3～5歳児:認定こども園及び保育所)	1,638	1,594	1,628	34
3号認定	(0歳児)	191	188	192	4
3号認定	(1歳児)	319	356	362	6
3号認定	(2歳児)	407	417	419	2

※1号認定:保育の必要性のない学校教育意向がある満3歳以上の小学校就学前児童
2号認定:保育の必要性の認定を受ける満3歳以上の小学校就学前児童
3号認定:保育の必要性の認定を受ける3歳未満児の小学校就学前児童

単位：人				
地域子ども・子育て支援事業	令和5年度	令和11年度		
	実績	量の見込	確保方策	差
延長保育事業	264,546	282,977	282,977	0
一時預かり事業(幼稚園型)	33,085	44,851	44,851	0
一時預かり事業(幼稚園型を除く)	2,774	3,556	3,556	0
4 子ども・子育てにかかる課題 アンケート調査結果・「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」の施策等を踏まえ、課題をまとめました。				
【子ども・若者の権利の周知】 ○子ども・若者の権利に関する法令等やその内容の認知度が低いこと				
【子ども・若者の安心の確保】 ○子ども政策に関して意見を聞いてもらえると感じていない子ども・若者が多いこと ○孤独を感じる子ども・若者がいること				
【子ども・若者の生きづらさの緩和】 ○生きづらさを感じる子ども・若者について、年齢が上がるにつれてその割合が大きいこと ○支援対象として法に新たに明記されたヤングケアラーへの適切な支援 ○将来に希望がもてない子ども・若者、子育て当事者がいること				
【子育て当事者への支援】 ○子育て当事者の負担が大きいこと ○仕事と家庭生活の両立 ○就業している親(母親)が増えていること ○子育て当事者の就業時間が長時間化				

第3章 計画の基本的な方針

1 基本理念
子どもまんなか快適健康都市の実現 市の魅力・強みである健康づくりの特色を生かしつつ、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」を実現する。 ※子どもまんなか社会:全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会 「子どもまんなか社会」の実現により、子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながる。 また、少子化・人口減少の流れを緩やかにし、未来の人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性が高められる。子ども・若者、子育て当事者の社会的価値が創造され、その幸福が高まり、暮らしやすい快適健康都市へとつなげる。
2 基本方針
本計画においては、子ども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。
(1)子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る (2)子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく (3)子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する (4)良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする (5)若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む (6)施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

3 施策の体系			
基本理念	重要事項	基本目標	基本施策
子どもまんなか快適健康都市の実現	1 ライフステージを通じた重要事項	(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等による子どもの権利に関する理解促進	1-1 子ども・若者の権利に関する理解促進 1-2 子ども・若者の社会参加促進 1-3 子ども・若者の意見を表明する機会の確保
		(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現	2-1 子ども・若者の居場所づくり 2-2 体験活動等の機会創出
		(3) 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保	3-1 当事者が必要としている支援への繋がりサポート 3-2 成育医療等に関する正しい知識の普及啓発 3-3 母子保健の推進
		(4) 子ども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人ひとりの豊かな人生の実現	4-1 教育の支援 4-2 生活の支援 4-3 保護者に対する就労の支援 4-4 経済的支援
		(5) 障がいのある子ども・若者への支援による将来の自立や社会参加の実現	5-1 障がいのある、または医療的ケアが必要な子ども・若者への支援
		(6) 子ども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現	6-1 生きづらさを抱えた子ども・若者の支援 6-2 子ども・若者虐待防止の推進 6-3 ヤングケアラー等への支援
		(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現	7-1 自殺対策の推進 7-2 災害や犯罪被害等から守る仕組みづくり
	2 ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期までこどもの将来にわたる幸せの実現	1-1 切れ目ない保健・医療の確保 1-2 こどもの成長の保障と遊びの充実
		(2) 学童期・思春期	2-1 子ども・若者が安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育 2-2 居場所づくり 2-3 不登校の子どもへの支援
		(3) 青年期	3-1 自己の価値観や生き方の確立支援 3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 3-3 結婚を希望する方への支援
	3 子育てに関する当事者への支援	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現	1-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		(2) 地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現	2-1 地域子育て支援による教育・保育・相談環境の充実 2-2 家庭教育支援による教育・保育・相談環境の充実
		(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり	3-1 子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり
		(4) ひとり親家庭への支援による当事者支援と、子ども・若者の最善の利益を確保	4-1 ひとり親家庭への支援と相談体制の充実

1 ライフステージを通じた重要事項

(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進

1-1 こども・若者の権利に関する理解促進

こどもの権利に関する周知(新)

1-2 こども・若者の社会参加促進

・雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進 等

1-3 こども・若者の意見を表明する機会の確保

・こども・若者への意見聴取(新)

・佐久市子ども議会

(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現

2-1 こども・若者の居場所づくり

こどもの居場所づくり支援

・児童館運営事業 等

2-2 体験活動等の機会創出

・子ども・子育て支援拠点施設の整備及び運営(新)

・学習室の設置事業 等

○子ども・子育て支援拠点施設完成予想図

本施設には、「佐久市子ども環境形成ガイドライン」を踏まえ、「こどもにとってより良い環境」に配慮した工夫が随所に施されています。

本施設が、こどもや子育ての拠点として、こどもの健やかな成長と、安心してこどもを生み育てられるまちづくりに寄与し、市民の民様に安心感を与えられる存在となることを目指します。



(3)こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保

3-1 当事者が必要としている支援への繋がりサポート

・利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)

3-2 成育医療に関する正しい知識の普及啓発

・プレコンセプションケアの周知啓発

3-3 母子保健の推進

・産後ケア事業

・妊婦一般健康診査事業 等

(4)こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人ひとりの豊かな人生の実現

4-1 教育の支援

・義務教育に係る費用の支援

・こどもの学習・生活支援事業 等

4-2 生活の支援

・母子・父子自立支援員の設置

・こどもの居場所づくり支援 等

4-3 保護者に対する就労の支援

・企業等と連携した労働環境の改善促進 等

4-4 経済的支援

・児童手当支給事業

・子ども福祉医療費給付事業 等

(5)障がいのあるこども・若者への支援による将来の自立や社会参加の実現

5-1 障がいのある、又は医療的ケアが必要なこども・若者への支援

・障がい児保育事業

・加配保育士研修

(6)こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現

6-1 生きづらさを抱えたこども・若者の支援

・要保護児童対策地域協議会運営 等

6-2 こども・若者虐待防止の推進

・児童虐待防止の啓発

・子育て世帯訪問支援事業の検討(新)

6-3 ヤングケアラー等への支援

・ヤングケアラー支援事業(新)

(7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現

7-1 自殺対策の推進

・中学生向け自殺予防啓発事業

・中学生のための陽だまりハート♡ライン 等

7-2 災害や犯罪被害等から守る仕組みづくり

・佐久市登下校見守り活動(見守り隊)

2 ライフステージ別の重要事項

(1)こどもの誕生前から幼児期まで こどもの将来にわたる幸せの実現

1ー1 切れ目ない保健・医療の確保

・育休明け入所予約制度

・妊婦一般健康診査事業 等

1ー2 こどもの成長の保障と遊びの充実

・保育士資格保有者の確保・活用

・教育・保育施設等の運営基準の設定 等

(2)学童期・児童期

2ー1 こども・若者が安心して過

ごし学ぶことのできる質の高い

教育

・教育相談員配置事業

・就学支援事業 等

2ー2 居場所づくり

・こどもの居場所づくり支援

・児童館運営事業

2ー3 不登校のこどもへの

支援

・教育相談員配置事業

・チャレンジ教室設置事業

(3)青年期

3ー1 自己の価値観や生き方の

確立支援

・こどもの居場所づくり支援

・こども・若者への意見聴取(新)

3ー2 就労支援、雇用と経済的

基盤の安定

・雇用や労働に関する法律及び各

種制度の周知と活用の促進 等

3ー3 結婚を希望する方への

支援

・結婚相談事業への支援

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現

1ー1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

・児童手当支給事業

・子ども福祉医療費給付事業

・義務教育に係る費用の支援

・未熟児養育医療給付事業 等

(2)地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現

2ー1 地域子育て支援による教育・保育・相

談環境の充実

・延長保育事業

・ファミリー・サポート・センター事業(子育て援

助活動支援事業) (新) 等

2ー2 家庭教育支援による教育・保育相談

環境の充実

・子育て家庭優待パスポート事業

・親子ふれあい学級 等

(3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域

社会全体で支援する相談体制と社会づくり

3ー1 子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり

・雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進

・男女共同参画の推進

・子育て期の女性就業相談

・延長保育事業 等

(4)ひとり親家庭への支援による当事者支援と、こども・若者の最善の利益を確保

4ー1 ひとり親家庭への支援と相談体制の充実

・母子・父子自立支援員の設置

・母子生活支援施設入所制度事業

・高等職業訓練促進給付金事業

・自立支援教育訓練給付事業 等

3

第5章 計画の推進

1 計画における数値目標

本計画の基本理念で最重要事項である「こどもまんなか快適健康都市」の実現度を図るための指標、こども大綱でも掲げられている「「こどもまんなか社会の実現に向かっていく」と思う人の割合」を最重要指標に位置づけます。

指標	目標	小学生	中学生	高校生	若者	保護者
最重要指標 「こどもまんなか社会の実現に向かっていく」と思う人の割合	※令和5(2023)年度現状値	27.5%	25.1%	14.5%	17.3%	15.8%
	令和11(2029)年度目標値	70%	70%	70%	70%	70%

※【佐久市子ども計画策定に係るアンケート】

指標	令和7(2025)年度目標値	令和8(2026)年度目標値	令和9(2027)年度目標値	令和10(2028)年度目標値	令和11(2029)年度目標値
「幼児教育」施策満足度 ※令和5(2023)年度現状値3.32	3.40	3.48	3.48以上		
「ひとり親家庭支援・低所得者福祉」施策満足度 ※令和5(2023)年度現状値3.10	3.12	3.15	3.15以上		
「少子化対策・母子保健」施策満足度 ※令和5(2023)年度現状値3.11	3.15	3.20	3.20以上		
「子育て支援・児童福祉」施策満足度 ※令和5(2023)年度現状値3.28	3.32	3.36	3.36以上		

※【佐久市の取組への満足度・重要度及び住みやすさ感・健康感・幸福感に関する市民アンケート】
(値は「満足」5点、「やや満足」4点、「どちらでもない」3点、「やや不満」2点、「不満」1点とした回答者の平均値)

指標	令和7 (2025) 年度 目標値	令和8 (2026) 年度 目標値	令和9 (2027) 年度 目標値	令和10 (2028) 年度 目標値	令和11 (2029) 年度 目標値
合計特殊出生率 ※令和4(2022)年度現状値1.45	1.56	1.67	1.67以上		

※【健康づくり推進課調】

2 計画の進捗管理

本計画は「佐久市保健福祉審議会児童福祉部会(佐久市子ども・子育て支援専門委員会)」においてPDCAサイクルに基づき進捗管理・評価を行います。

なお、子ども・子育て支援事業の量の見込みや、本計画の数値目標が、実績と大きく乖離した場合、また社会情勢の変化や関連制度等の改正がなされた場合、主体となるこども・若者の声を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。

3 計画の推進体制

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっています。

このため、計画に定める施策の推進には、庁内関係部局の連携・協力により、こどもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向等のさまざまな状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実な推進に努めます。

4 計画とSDGsの関係

「第二次佐久市総合計画」において、各分野における施策を実行することでSDGsの目標達成に貢献することとしています。本計画においても、計画に掲げた取組を進めることで、「ゴール1・3・4・5・8・10・16」の目標達成に寄与します。

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



4